

**相談者（Aさん）** 前は第三者検証委員会（以下「第三者委員会」といいます）が様々な分野で設置され利用されていること、そして、真相究明と再発防止という本来の目的に沿った運用が大切であることを教えて頂きました。九州電力やらせメール事件のように、検証を依頼した企業と第三者委員会が対立することもあると聞いて、とても驚きました。

**弁護士** 第三者委員会を設置する真の意図が多様であることからすると、今後もしも第三者委員会が対立することもありえると思います。そして近時では、設置のきっかけとなった事故等において被害者となった方々が第三者委員会の検証中に、その進め方を強く批判するといったこともしばしば見られるようになりまし。

**Aさん** 東日本大震災による津波で大きな被害を受けた石巻市の大川小学校の第三者委員会がそのような状況だったと聞きました。

**弁護士** 大川小学校の第三者委員会は多くの部分を公開して実施し、委員会と遺族側との意見交換会等も実施されたのですが、遺族側からは検証の仕方や、とりまとめに関して多くの意見や批判が出され、紛糾することもあったようです。遺族側では、最終報告書に対しても、遺族を無視した検証であるとか、責任の所在が明確にならない検証は意味が無い、といった批判をしています。その後、児

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第89回

# 第三者検証委員会について

2

童二三名の遺族が自治体に対して総額二三億円の損害賠償を求める訴訟を提起して、裁判所で審理されていることはご承知の通りです。

**Aさん** いじめ事件において、被害者側から第三者委員会の委員を推薦したいという要望が出されて、それを受け入れて構成される第

三者委員会も増えていると聞きました。

**弁護士** そのような傾向になっていることは事実です。そして、委員の人選をめぐって、紛糾してしまい、活動がストップしてしまう第三者委員会も出てきているそうです。それだけ委員の人選は重要な意味を持つということなのでしょうが、そのような傾向を行き過ぎだと感じる方も多いと思います。

**Aさん** こうした傾向が進むことは、第三者委員会の真相究明と再発防止という本来の目的に資するのでしょうか。

**弁護士** 第三者委員会の委員には公正・中立さが求められるわけですが、真相究明と再発防止を目的とした検証が多様なバックボーンに支えられた委員によって行われることは幅広い議論に繋がり、意義があると思います。しかしながら、委員の中に遺族側、行政側を代弁するような立場の鮮明な委員が多くなってしまうと、責任の所在に踏み込むことになって裁判のような対立構造が生じてしまい、本来の第三者委員会の目的にはそぐわないといった事態も懸念されます。そうした場合には、委員長の適確なリーダーシップが重要になりますが、ご苦労されているケースもあるようです。

**Aさん** 難しい問題であることが、とてもよく判りました。次にこれまでに話が出ていない分野での自治体に設置された第三者委員会

の具体例を紹介して下さい。

**弁護士** 平成二六年一月一日四日に行われた第四七回衆議院議員総選挙の際の仙台市青葉区開票所において不適正な開票事務がなされたとして大きな問題になりました。区選管の三人の職員が関わって、投票者総数と実際の投票総数に誤差が生じたことから、辻褃を合わせようとして白紙投票数を水増しするなどして虚偽の報告書を作成していたことが発覚したのです。民主主義の根幹に関わる大きな問題ですので、仙台市は独自調査の後、関係者を公職選挙法違反で刑事告発し、この問題をめぐる第三者委員会を設置しました。「仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会」という名称で、再発防止策と選挙事務の適正化に係る提言を行うこととされました。大学の情報科学専攻の准教授が委員長となり、選挙に詳しい弁護士と他の政令市の選挙管理アドバイザーが委員という三名の構成でした。

**Aさん** この第三者委員会では、真相の究明も行ったのですか。

**弁護士** 第三者委員会の設置時には、仙台市による事実関係の調査が進んでいましたので、その調査結果を委員会に提出してもらい検討するという一方で、関係者からの直接のヒアリング等は行っていません。最終報告である「不適正な開票事務に係る再発防止のための提言」では、白票数の水増しという不適



正集計の直接的な要因としては、投票録の投票者数を入力する際に、入力項目の確認を怠り、不在者投票及び点字投票の投票者数を二重に計上したことにあったとされました。そして、白票数水増しを抑制できなかった要因としては、組織の上位の職員が開票事務の内容を十分に理解せず、一部の職員に任せきりにしていたこと、投票者総数と投票総数に乖離があることをマスコミから指摘された段階で、正確な開票という大前提を忘れて、両者の総数を再確認することなしに、辻褃合わせ

で確定させることを選択してしまった、と結論づけました。

**Aさん** この第三者委員会の検証・提言はどのようなものになったのですか。

**弁護士** 過去一〇年間に執行された選挙について市と区の開票管理委員会が記録の照合を行って調査・検証したものを第三者委員会に提出しました。第三者委員会は問題になった第四七回衆議院議員総選挙の開票事務に従事した職員と開票立会人に対して開票事務についてのアンケートを実施して、問題点・課題を探りました。その結果、技術的な改善点も多く提言されましたが、選挙が民主主義の根幹をなす制度であることに鑑みて、提言の基本的な考え方として次の五つの観点の重視を強調しています。①選挙事務は正確性を第一とすること、②ミスの抑制策を徹底すること③ミスは起こりうるものと想定し、その対処法を定めておくこと、④選挙事務は市職員の職務であると認識すること、⑤選挙事務について市民の理解を得ようと努めること

**Aさん** 私たちも選挙事務に携わりますので、この提言はとても参考になりそうです。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員